

クレジット決済機能の稼働に係る経過及び松本市の考え方について

松本市では、既存の公共施設案内・予約システム（以下「予約システム」という。）へクレジット決済機能を実装致しました。

当該クレジット決済機能を担う株式会社メタップスペイメント（以下「MP社」という。）へ決済代行業者として、指定を行っております。

本ページでは、各団体の経過及び本市の導入検討と稼働(評価)に至った本市の考え方を掲載します。

1. 松本市の導入検討について

(1) 経過

4. 4. 1 予約システムクレジット決済機能追加業務の委託契約
(契約期間：令和4年4月1日～令和4年8月31日)
6. 30 経済産業省によるMP社への行政処分
7. 20 MP社から公開内容に係る報告文書を受領
- 28 行政処分（経済産業省、個人情報保護委員会）に関してMP社への聞き取りを実施
8. 10 9月1日からの運用開始の延期を決定
- 18 予約システムクレジット決済機能追加業務の委託変更契約
(契約期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日)
10. 14 MP社から行政処分に係る経過報告を受領
11. 10 MP社へ安全保証をする旨の通知を依頼
12. 1 MP社から安全性確保に向けた取組みの通知を受領
5. 1. 10 MP社と運用開始（2月1日）に伴う協定の締結
指定納付受託者の指定、告示
- 18 総務委員協議会に2月1日の運用開始を報告し、「承認しがたい」と集約
- 19 経済産業省、個人情報保護委員会へ現状の再確認
- 20 MP社から一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が付与する
プライバシーマークについて、取消措置を受ける旨（1月27日公表）の通知を受領
※プライバシーマーク・・・個人情報の保護体制に対する第三者認証制度
- 25 個人情報保護委員会へのプライバシーマーク取消措置に関する確認
- 26 その後の対応状況、プライバシーマークの取消措置についてMP社から聞き取りを実施
- 30 総務委員協議会へ運用開始時期延期と業者が受けた行政処分に対する市の考え方を報告
- 31 指定納付受託者の指定を変更する告示
2. 8 総務委員協議会で稼働開始時期の協議（協議結果により、令和5年4月1日（土）開始）
- 20 指定納付受託者の指定を変更する告示
3. 20 松本市HP、施設予約システムへ稼働開始の掲載。

(2) 関係当局等への聞き取り

ア MP社

(1) クレジットカード決済システムの内容

①脆弱性により停止した「トークン方式」は、本市が導入する機能とは、別方式である。

②MP社で稼働する全クレジットカードシステムのPCIDSS(※)の準拠がされている。

(※)PCI DSS(Payment Card Industry Data Security Standard)

国際ブランド5社(American Express、Discover、JCB、Mastercard、VISA)が、
共同で策定したカード情報セキュリティの国際統一基準

(2) 行政処分となった事象

「トークン方式」のクレジット番号等の漏えい事件が発生（令和3年10月～令和4年1月）

- ① 「トークン方式」のセキュリティホールに対するサイバー攻撃
- ② 「トークン方式」のデータベースに保存していた暗号化されたクレジットカード番号、有効期限、セキュリティコード及びこれらを復号化するための復号鍵の窃取
- ③ クレジットカードが不正に閲覧されることによるクレジットカード番号等の漏えい

イ 経済産業省

- ・MP社への行政処分について、公開内容等で指摘が必要な場合は、その都度指摘予定である。

ウ 個人情報保護委員会

- ・MP社への指導について、令和4年8月時点で取組み内容としては問題無いと回答している。また、公開内容等で指摘が必要な場合は、その都度指摘予定である。
- ・プライバシーマークが取消されたことによる新たな指摘事項は、現段階では特にない。

2. 各団体の経過等

各団体における内容は、以下のとおりです。

ア MP社

不正アクセスによる情報流出に関するご報告とお詫び

<https://www.metaps-payment.com/company/20220228.html>

不正アクセスインシデントに関する対応の完了について

<https://www.metaps-payment.com/company/20230228.html>

イ 経済産業省

クレジットカード番号等取扱業者に対する行政処分を行いました

<https://www.meti.go.jp/press/2022/06/20220630007/20220630007.html>

ウ 個人情報保護委員会

MP社に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/220713_houdou.pdf

MP社における改善策の実施状況

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/220831_shiryuu.pdf

3. 市の考え方

- (1) 経済産業省の行政処分の対応状況として、令和4年10月の進捗報告以降、主だった改善指示はない。また、当該指摘のあったトークン方式が、令和5年2月末より稼働しており、関係機関からの一定基準以上の評価が見込まれており、本事象は通常運用に移行していると解釈している。
- (2) 個人情報保護委員会の指導の対応状況として、令和4年8月31日の個人情報保護委員会で、MP社の改善策実施状況に対し「特に問題は見当たらない」と回答している。また、プライバシーマークの取消措置においても、新たな指摘事項はないとの回答から、指導に対する対応は完了したと解釈している。
- (3) 本市とMP社の協定書により、情報セキュリティ対策・個人情報保護に関する事項を明記し、遵守を徹底し、同様のセキュリティ事故発生時には、速やかな利用停止や対策を講じることとする。
- (4) (1)、(2)、(3)よりMP社は、適切な対応と対策がされており、稼働は問題無いとの判断に至っている。